

令和〇年6月15日

(派遣元)

株式会社 □□□□ 御中

(派遣先)

株式会社こうせい電子

役職 ○ ○ ○ 氏名◇ ◇ ◇ ◇

派遣可能期間の抵触する日の通知

労働者派遣法第26条第4項に基づき、派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を通知します。

記

1 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社こうせい電子 大崎工場 大崎市古川〇〇町 x-x

2 上記事業所の抵触日

令和〇年10月1日